

佐賀県告示第三百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十三年十月十八日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

武雄市山内町大字鳥海字西ノ久保二〇五四五の一、二〇五四九、二〇五五
一の一、字重ノ首二〇八三五、二〇八三九、字永ノ尾二〇八一の一、字狩
祭田二一六八四、字境野二一七七二、字焼林二一八二五の一、二一九一六の
一、字狭谷二一九四一の五、二一九四三、二一九五二の一、二一九五二の三、
二一九五六の二、二一九五七、二一九五九、二一九六〇、二一九六二、二一
九六七、二一九七二の一、二一九八一の一、二一九八二、二一九八七の一、
二一九九〇、字平古場二二〇二〇、二二〇二六、字深谷二一九三の一、二
二一九四、字下山二二二二二、二二二二三、字片八エ二二三二八の一、二二
三二一の二、二二三三五の一、二二三七二の一、二二三七四、大字宮野字角
ヶ倉二二七〇の一、二二七二五、二二七六四の一、字日ノ峰二四二四二の
七から二四二四二の九まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び武雄市農林商工課に備え置いて縦覧に供する。〕